

京都府公安委員会事務専行規程及び部課署長専行規程の全部改正並びに京都府警察事務代行規程の制定について（例規）

最終改正 令和5.2.21 例規務第4号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

このたび、事務処理の合理化と能率の向上を図り、あわせて専決事務及び代行事務の適正を図るため、みだしの規程をそれぞれ改正又は制定したので、次の事項に留意し、運営上誤りのないようされたい。

記

第1 改正及び制定の趣旨

公安委員会、本部長、警察署長等の権限に属する事務は、その後の社会情勢の推移から増加の一途をたどり、公安委員会、本部長、警察署長等が自ら個々に審査して決裁することにより事務が停滞し、迅速、かつ、合理的な事務処理が行えなくなるおそれがあるので、現行の規程を整理し、一般私人の権利に重大な影響があるもの等を除き、事務量が多く、かつ、迅速な処理を要するもの等、真にやむを得ない事務につき、警察本部長、主管部長、サイバーセンター長、組織犯罪対策統括室長、次長、参事官、理事官、主管課長、署長等においてそれぞれ処理することができるよう改正した。

第2 改正の要点等

1 公安委員会事務専決規程

- (1) 従前の規程の題名中「専行」の語は、法令用語の「専決」に改めた（題名）。
- (2) 従前の規程では、公安委員会の権限に属する事務のうち、専決できる事務について、本部長、部長、課長等の関係までも規定していたが、この規程が公安委員会訓令たる性格にかんがみ、改正規程では、公安委員会と本部長との関係を規定するにとどめた。即ち、都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する権限を有しているが、その管理は、個々の事務執行を含まず、大綱方針を定めてこれによる事前事後の監督を行うことを意味し、その指揮監督は、内部的に警察本部長を通じて行われるものであつて、都道府県公安委員会が、直接に他の警察職員を指揮することはない。従つて、部長、課長等が専決できる事務については、本部長との関係として、京都府警察事務専決規程（警察本部長訓令）で定めた。
- (3) 専決の対象となる公安委員会の事務は、行政処分に限るものとした。
- (4) 専決事務の根拠たる法令、条例及び規則の名称及び条項を規程に明示した。
- (5) 規程の理解を容易にするため、専決事務の列記を別表に定めた。
- (6) 従前の規程で、専決事務として定められている事務のうち、事務の性質として専決できないものを削除し、専決できる事務で規定されていなかった事務を新たに追加した。

2 京都府警察事務専決規程

- (1) 題名が規程の内容と異なるので「部課署長」を削り、「専行」の語を法令用語の「専決」に改め、他の規程との統一を図るため、「京都府警察」を冠称した。
- (2) 本部長が、部長、組織犯罪対策統括室長、次長、参事官、理事官（以下「部長等」という。）、所属長等に専決させる事務のうち、法令に根拠があるものについては、法令名を

条文に明示した。

- (3) 代理については、京都府警察事務代行規程（警察本部長訓令）を新たに制定するので、代理に関する条文は、削除した。
- (4) 公安委員会の権限に属する事務のうち、京都府公安委員会事務専決規程により本部長が専決することとなつた事務のうち、その大部分を、部長等、課長等においてそれぞれ専決させることとした。
- (5) 規程の理解を容易にするため、専決事務の列記を別表に規定した。
- (6) 署長は、京都府警察事務専決規程に基づく専決事務及び自己の権限に属する事務のうち、軽易な事務の処理を副署長又は警察署の課長において専決できるよう規定した。
- (7) 従前の規程で、専決事務として定められている事務のうち、組織の改正により事務が移管したもの、他の規程で専決させているもの、専決事務を昇格したもの等は削除し、新たに京都府公安委員会事務専決規程に基き、専決させる事務及び専決できる事務で規定されていなかった事務を追加した。

第3 解釈及び運用

1 解釈

(1) 京都府公安委員会事務専決規程

ア 第1条において「京都府公安委員会の権限に属する事務」とは、警察法第38条第3項により京都府警察を管理する権限その他法令によりその権限とされている事務をいう。

イ 第1条において「専決」とは、警察本部長が、一定の事項（別表に掲げた事務）について、公安委員会の命令や指示に基づいたり、許可や承認を得たりすることなしに、自らの判断に基づき、具体的な意思決定を行うことをいう。したがって、外部に表示する場合は、公安委員会名（特定のものについては、警察法第43条第3項の定めるところにより公安委員長名）をもつて行い、終局的な責任は、公安委員会に存するものと解する。

ウ 第2条において「異例に属する事務」とは、おおむね次のような場合の事務をいう。

(ア) その処分により、後日行政争訟が生じるおそれがある場合

例えば、道路交通法の規定に基づく運転免許の停止処分について、その当事者が事案を否認し、あるいは証拠が少ない事案等で、当事者から行政訴訟を提起するおそれのあるもの等

(イ) その許可により、争訟のおそれがある場合

例えば、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく営業の許可について、その営業所の使用権が、所有者、賃借人間において係争中で、許可することにより、一方に利用されるおそれのあるもの等

(ウ) その処分等が、新聞等の報道機関に取り上げられ、世論の対象となり、又はなるおそれのある場合

(エ) 特に重要なもの等で、事務処理者において、その都度、公安委員会又は本部長の決裁を受けることが適当と認められる場合

(2) 京都府警察事務専決規程

ア 第1条において「専決」とは、前記(1)のイの解釈と同様である。

イ 第4条第1項において「軽易な事務」とは、定例的な事務で、意思決定する場合に裁

量の余地のない事務等をいう。

例えば、いわゆる行政調査の回答、届出受理の証明、定例報告等

ウ 第4条第2項の規定に基づく「専決について必要な事項」とは、次のとおりである。

この規定は、第1の改正の趣旨に明記したとおり、署長が行う事務を迅速かつ適正に処理することができるように、新たに新設した条文であるから、実施に当たっては、特に慎重を期するため、あらかじめ署長において、副署長又は課長に専決させる必要最小限度の事項を選定し、本部長の承認を受けなければならない。署長が副署長又は課長に専決させる必要がない署及び副署長又は課長に専決させる事項がない署にあつては、承認を受ける必要はない。

なお、京都府警察文書規程に規定する自主点検のごとく、署長の格別の意思決定を必要とせず、かつ、点検したことによつて価値、効果に直接影響しないような閲覧、検閲等についても、前記の処置に準じ、副署長又は課長限りで処理することができる。

エ 第5条において「異例に属する事務」とは、前記1の(1)のウの解釈と、ほとんど同様である。

オ 第5条において「疑義がある事務」とは、おおむね次のような場合の事務をいう。

(ア) 規模、構造その他について、法令又は公安委員会が定めた基準又は規模に抵触するおそれがある場合

(イ) 定型又は慣例でないもの等で、事務処理者において、疑義を生じ、その都度、本部長、部長等又は所属長の決裁を受けることが、適当と認められる場合

(3) 京都府警察事務代行規程

ア 第1条において「代行」とは、本来の職にある者に事故があるとき、又は本来の職にある者が欠けたとき、その職務を代わつて行うことをいう。代理などよりやや広い観念で、法律行為のみならず、事実行為を代わつて行う意味を含むものと解する。

イ 第1条において、「別段の命令がない限り」とは、地方警務官については国家公安委員会から、警視以下の階級にある者については警察本部長から、それぞれ兼務又は事務取扱若しくは職務の代行の命令がない限りという意味であつて、その命令が発せられた場合は、その命令が優先し、規程の抵触する部分は、当然失効する。

2 運用

専行規程の改正により、今後、警察事務は、次のとおり処理し、運営されることとなる。

事務処理系統図

